

ジェネリック原則へ

厚労省生活保護見直しで

生活保護制度の見直しを検討している厚生労働省は、生活保護の医療扶助（治療や薬の処方を受けられる）について、医薬品の使用は安価な後発医薬品（ジェネリック）を原則とする方針を決めました。

5日に開かれた「生活保護制度に関する国と地方の協議」で、加藤勝信厚労相と松井一郎大阪府知事ら地方団体代表が、制度見直しに向けて留意すべき事項をとりまとめた文書で、後発医薬品使用を「原則とすることが必要」と確認しました。

後発医薬品の使用については2014年の生活保護法改定で、医師が使用可能と認めた場合は「可能な限り使用を促す」としていました。今回の「後発医薬品使用が原則」の方針通りの見直しが行われれば、生活保護受給者がこれまで以上に後発医薬品の使用を強く迫られることになりかねません。

厚労省調査によると、すでに生活保護受給者の後発医薬品の使用割合は63・8%で、医療全体での使用割合（56・2%）を上回っています（15年）。